平成２３年（フ）第１５７号
兵庫県西宮市甲子園九番町８番16―303号、前住所愛知県名古屋市中村区名駅５丁目14番４号　ワピタ名駅501号
破産者　池上　　勉
1　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
2　一般調査期日　平成23年11月17日午前11時30分
平成23年８月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６０号
京都市西京区桂上豆田町39番地107　ＺＥＮマンション201号室
破産者　日本紋章こと　佐々木高子
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月２日午後３時30分
平成23年８月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２５号
富山県富山市婦中町分田161番地１　ハートフルマンションＶｉｌｌａＬｕｎａＡ棟103号、開始決定時の住所茨城県笠間市旭町347番地６　グレイス旭台305
破産者　高木　裕之
1　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
2　一般調査期日　平成23年11月16日午前10時
平成23年８月25日　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
千葉県市川市田尻４丁目８番９号
破産者　上田　勝一
1　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
2　一般調査期日　平成23年11月16日午後２時30分
平成23年８月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１１４号
和歌山県有田市港町603番地
破産者　有限会社昇建土木
1　期日　平成23年９月26日午後１時45分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３４１号
熊本市楠１丁目１番38号
破産者　協永建設株式会社
異議申述期間　平成23年10月13日まで
平成23年８月25日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第９２８号
熊本県人吉市下薩摩瀬町832番地の３
破産者　株式会社人吉事務機
異議申述期間　平成23年10月18日まで
平成23年８月25日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２号
島根県浜田市旭町丸原380―15　島根あさひ社会復帰促進センター内、住民票上の住所福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目９番８―901号
破産者　上野　裕也
免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
平成23年８月26日　松江地方裁判所浜田支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第５０９０号
東京都港区港南４丁目２―７―3412
破産者　鈴木暢晃こと　李　　暢晃
審尋期日　平成23年11月21日午後１時30分
平成23年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５５号
東京都港区北青山２丁目12番42―309号
清算株式会社　株式会社システム・シルバー・ブルー
代表清算人　河野　憲壯
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１号
兵庫県明石市大明石町２丁目４番12号
清算株式会社　三伸産業株式会社
代表清算人　藤掛　伸之
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙債権表記載の各協定債権者に対し、基準債権額(基準日H23.８．22)の3.25パーセントの金員を弁済する。
2　前項の各協定債権者は、清算会社に対し、前項の弁済後の残債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
神戸地方裁判所明石支部

再生手続開始

平成２３年（再）第６２号
千葉県市川市東菅野３丁目20番１号
再生債務者　藤本　和巳
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月25日から平成23年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第２０号
埼玉県越谷市宮本町４丁目81番地１
再生債務者　株式会社ＳｅｅｄＨｏｍｅ
1　投票期間　平成23年10月４日まで及び平成23年10月12日午前11時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成23年10月12日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成23年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４２号
千葉県茂原市高師770番地
再生債務者　田中　豊彦
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年10月４日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年９月26日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年９月20日
平成23年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第２３号
東京都新宿区本塩町21番地
再生債務者　株式会社ワイキューブ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２７号
神奈川県横浜市青葉区新石川２丁目22番地46
再生債務者　橋口　貢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年８月23日
東京地方裁判所民事第20部